

スカボロー礁の領有権とフィリピン

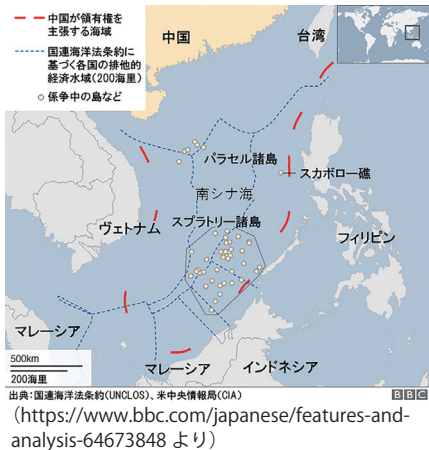
高井 晋

(日本安全保障戦略研究所理事長)

1 スカボロー礁

スカボロー礁(英語名 Scarborough Shoal、フィリピン名 Bajo de Masinloc、中国名黄岩礁)は、南シナ海の中沙群島(Macclesfield Bank)の一部で、フィリピンのルソン島西方約200 kmの排他的経済水域(EEZ)内に位置し、幅10マイルで三角形をしている大きなサンゴ環礁である。スカボロー礁は、深さ9～13 mの海水部分を取り囲む環礁で、南東端にあるサウスロックは、最も標高が高く高潮時でも海面上にある。

同環礁の面積は約130平方キロで、外海とつながっているのは、幅と長さが約400 mの水路1本だけである。したがって漁船は、環礁内の海域で漁業活動をするために、この水路の通航は不可欠である。後述するように、中国の政府公船がその水路の入り口をふさいだため、フィリピン漁民が環礁内で操業できなくなった。これが中比間のスカボロー礁の領有権をめぐる紛争の直接の原因である。



(<https://www.nishinippon.co.jp/image/23618/> より)

ちなみに、バホ・ド・マシンロックがスカボロー礁と呼ばれるようになったのは、1748年に英国船スカボロー号が同礁を航行したことによるもので、フィリピン共和国法9522(Republic Act No.9522)には2つの名前が併記されているという¹。フィリピンと中国は、スカボロー礁領有をめぐる争っていることは、夙に知られている。『島嶼研究ジャーナル』は、これまで島嶼問題コラム欄で紛争の経緯と状況について繰り返し紹介してきた。

2 スカボロー礁の領有権紛争と国際仲裁裁判所への提訴

フィリピンと中国は、古くからスカボロー礁が自国領であると主張してきたことは前述した。海洋大国を目指す習近平政権は、海洋権益の確保を目的とした海洋侵入を繰り返し、中国漁船が大量の漁船がスカボロー礁内でフィリピンが手厚く保護してきた希少生物のシャコガイやウミガメを乱獲するようになった。フィリピンは、中国がスカボロー礁を力によって奪取することを警戒し、中国による奪取を懸念したフィリピン人は、1997年にスカボロー礁に上陸して国旗を掲揚し標識を建設したほどである。



(<https://www.facebook.com/p/Scarborough-ShoalBajo-de-Masinloc-Philippines-100057774304942/> より)

1998年には領海へ侵入した4隻の中国漁船がフィリピンの海軍に拿捕され、半年間拘禁される事件、1999年にはフィリピン海軍と中国漁船が衝突する事件、そして2000年にはフィリピン海軍が領海侵入した中国漁船長を射殺する事件が発生した。スカボロー礁をめぐる中比間の公船による対峙は、2012年12月、フィリピン海軍艦船が環礁内で停泊していた中国漁船を不法操業の容疑で拿捕しようとしたことが直接のきっかけだった。

中国海洋監視船が自国漁船保護のために出動して、フィリピン海軍艦

¹ Message by Senior Associate Justice Antonio T. Carpio, *The Bajo de Masinloc (Scarborough Shoal): Maps and Documents*, National Mapping and Resource Information Authority, 2014.

船の妨害に入ったため、政府交船間の睨み合いになった。中国は、この問題でフィリピンに対し警告を発して経済的圧力をかけ続けたが、フィリピンはこれに強く反発し、1か月間も海上で対峙したことから、この事件は国際的な関心事となった²。その後、フィリピン海軍艦船は台風の発生を理由に撤退したが、中国の政府公船は、スカボロー環礁の入り口水路付近でプレゼンスを維持し、フィリピン漁船の環礁内への侵入を阻止し続けた。

フィリピンは、中国公船のプレゼンスが自国漁船の操業を妨害している事態について、外交交渉では解決ができないと判断し、2013年1月、国連海洋法条約(UNCLOS)に基づき、南シナ海における中国の一方的な行動の適否の判断を仰ぐため、仲裁裁判所への提訴を決心した。UNCLOS 第279条は、同条約の解釈または適用に関する紛争を平和的手段で解決する義務を締約国に課しており、第288条は国際海洋法裁判所(ITLOS)の仲裁裁判所が管轄権を有すると規定している。

2015年10月29日、国際仲裁裁判所は、本件に関する管轄権及び受理可能性に関する判断を下した。同裁判所は、フィリピンが求めない限り、本件が島嶼に対する主権および海洋境界画定に関係するものではないとした上で、フィリピンによる15項目にわたる請求事項の内、7項目について管轄権を有しかつ受理可能であると判断した。

スカボロー礁に関連する同裁判所の裁定は、中国漁船による漁業は、中国監視船による漁獲容認および漁獲防止に相当な注意を払わなかったことにより、フィリピンの主権的権利に妥当な考慮を払わなかったと判示し、さらに中国がスカボロー礁での政府船舶の活動を通して違法にフィリピン漁船の漁業を妨害したと断じた。さらに裁判所は、中国の漁船が危惧種のウミガメや大型二枚貝を捕獲したことに関して、中国はそれを認知しながら、脆弱な生態系を保護及び保全するために必要な措置を講じる相当な注意を払わなかったことにより、海洋環境を害しない義務に違反したと判示した³。

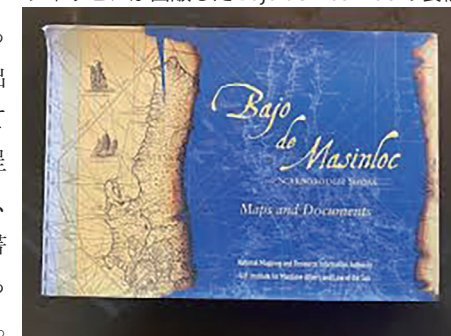
2 スカボロー礁における公船の対峙については、拙稿「国際事例紹介(1) スカボロー礁をめぐる領有権論争(フィリピン対中国)」、『島嶼研究ジャーナル』第4巻2号(2015年3月)を参照。

3 国際仲裁裁判所の裁定については、下山憲二「国際判例紹介(9) 南シナ海における仲裁事

フィリピンの提訴に対して、中国は、フィリピンには提訴する資格がないと反発し、受け入れを拒否する中国は、今日に至っても国際社会からの批判をよそに着々と占拠し続けている。

3 フィリピンによる領有権根拠の発信

フィリピンは、南シナ海仲 フィリピンが出版した Bajo de Masinloc の表紙
裁裁判所への提訴にあたって、膨大な資料を準備し提出した。他方で中国は、貫して本件仲裁の合法性に疑義を呈し、参加を拒否してきたため、中国の公式な見解を示す文書を殆ど裁判所に提出しておらず、審理にも参加しなかった。



(筆者撮影)

フィリピンは、さらにスカボロー礁に対する領有権について、国際法に確固たる根拠があることを内外に発信するために、2014年にハードカバーの資料集⁴を出版した。すなわち、スカボロー礁に対するフィリピンの領有権主張は、国際法における領土取得の原則、特に実効占拠の原則に照らしても強力であり、スカボロー礁の海洋権益に対する主権的権利および管轄権は、国際法の原則に基づいており、フィリピンと中国の両国が署名し批准している国連海洋法条約と一致していると主張したのであった。

同書では、出典を示した資料1から資料71までの古地図や公的文献、そしてスカボロー礁におけるフィリピン人の活動の写真を根拠として、領有権主張を発信した。例えば、資料1に掲載された最も古い地図は、1650年にパリで発行された、「東洋の島々と隣接する島々図(Carta Generale des Isles et des Isles Adjacentes)」であり、資料71に掲載さ

件(フィリピン共和国対中華人民共和国)(2016年7月12日国連海洋法条約附属書Ⅶに基づいて設立された仲裁裁判所判断)、『島嶼研究ジャーナル』第6巻1号(2016年10月)を参照。

4 The Bajo de Masinloc (Scarborough Shoal): Maps and Documents, National Mapping and Resource Information Authority, 2014.

れた最も新しい極彩色の地図は、2013年のNAMRIA海岸測量部による高解像度の水深図(High Resolution Bathymetric Charts. NAMRIA Coast and Geodetic Survey Division)である。

フィリピンの歴史を概観すると、1521年に世界周航を目指した航海士マゼランがフィリピンに到達し、フィリピンは1565年にスペインの植民地化となった。その後フィリピンは、1898年の米西戦争の結果米国の植民地となり、1946年に漸く独立を果たした。したがって、歴史大国の中国に対しスカボロー礁が歴史的にスペイン領であったことを示す場合、独立以前の資料に依拠せざるを得ない。同書の資料27は、米西戦争の結果、スペインと米国との間で1898年に締結されたパリ条約⁵で、スペインの権原下にあったフィリピンの島嶼が米国に移管された証拠として提示している。

スペインから割譲したフィリピンの統治を始めた米国は、1928年にパルマス島(フィリピン名Miangas)の領有権をめぐるオランダと常設仲裁裁判所で争った事件にパルマス島事件⁶がある。米国は、パリ条約に基づいて領有権原を主張したが、常設仲裁裁判所(PCJ)は、当時の住民に対する「領域主権の継続的かつ平和的行使」による「実効的支配」が領有権原に優先するとして、オランダの主張を認めた。ちなみに、スカボロー礁はサンゴ環礁であり、居住する住民がいないことは既に述べたとおりである。

おわりに

最近の新聞報道⁷によると、中国は、スカボロー礁について、領海設定の基準となる領海基線を定めたと発表し、これは法に基づいて海洋管理を強化する正常な措置であると主張した。領海基線を設定することで、中国の権利が及んでいるかのような既成事実化を図る狙いがあると思われる。ちなみに中国は、1992年の「中華人民共和国領海及び接続水域法」

に基づいて、2012年に日本領の尖閣諸島周辺海域に領海基線を発表している⁸。

フィリピンは、歴史大国の中国との領有権論争に備えて、国家を挙げてスカボロー礁の領有権主張の根拠として、歴史的な資料を年代順にまとめた資料集を出版し、内外に発信した。島嶼領土の問題は、主権に直接かかわる問題であり、とりわけ外国と領有権をめぐる争いがある場合、インターネット等のサイトや電子書籍による発信と共に、書籍による対外的な発信が重要である。

しかしながら、近年増加しつつあるインターネット等のサイトや電子書籍による発信は、アクセスがなければ成立しないし、50年や100年の長期に渡って維持され続けるかについて懸念がある。書籍による発信は、図書館等でふと目に留まる可能性もあり、且つ改竄されずに全体を纏めて知るうえで、重要な発信手段でもあると言えよう。領土に関わる紛争は、優れて主権問題であるため、長期にわたって領有主張の発信が必要となる。フィリピンが領有権の争いがあるスカボロー礁の領有根拠を書籍として発信したことは、島嶼領土をめぐる紛争を抱える他国にとっての参考となろう。

8 中華人民共和国政府「釣魚台群島及びその附属諸島の領海基線に関する中華人民共和国政府声明」(2012年9月10日)(http://jp.china-embassy.gov.cn/jpn/zt/diaoyudao/zhongfanglichang/201209/t20120914_2038124.htm)

5 *Treaty Between the Kingdom of Spain and the United States of America for Cession of Outlying of the Philippines.*

6 パルマス島事件については、拙稿「国際判例紹介(1)パルマス島事件(米国対オランダ)(1928年4月4日常設仲裁裁判所判決)」、『島嶼研究ジャーナル』創刊号(2012年6月)を参照。

7 2024年11月11日付読売新聞。